

# 国民健康保険医療費のお知らせを同封しています

## 記載例

### 国民健康保険医療費のお知らせ

このお知らせは、様の  
**<令和〇年〇月～令和〇年〇月>診療分**の  
明細を記載しています。(令和〇年〇月末日現在)

この期間内に『国民健康保険』を利用して  
受診された医療費を記載しています

診療年月	医療機関等の名称	受診区分	受診日数	医療費の総額		自己負担額	
令和〇年〇月	〇〇病院	入院	20	507	470	152	241
令和〇年〇月	〇〇病院	食事		19	112		8 400
令和〇年〇月	××接骨院	柔マ	4	6	160		1 848
令和〇年〇月	△△△クリニック	通院	3	11	960		3 588
①	②	③	④	⑤		⑥	

① **診療年月**  
医療機関等で診療等を受けた年月(和暦)が表記されます

② **医療機関等の名称**  
診療等を受けた医療機関等の名称  
※接骨院、はり・きゅう・あん摩マッサージ等については、施術所名ではなく、施術者氏名が記載される場合があります。  
※医療機関名が30文字以上の場合は一部が省略表記されます。

③ **受診区分** ※以下の区分が表記されます  
● 入院(内科) ● 通院(内科) ● 歯科(入院・外来) ● 調剤 ● 訪看(訪問看護)  
● 柔マ(柔道整復・鍼灸あん摩マッサージ) ● 食事(食事療養・生活療養)

④ **受診日数**  
通院・入院などの日数  
※電話等により治療上の意見を求めたものが含まれている場合があります。  
※薬局の場合は、薬を調剤された回数表記されます。  
※受診区分が食事の場合は、受診日数が空白になります。

⑤ **医療費の総額**  
その月における医療機関等ごとの医療費の総額 ※以下の費用は含みません  
<保険診療で行っていないもの>  
○健康診断、各種検診、人間ドック ○予防接種 ○美容整形 ○出産費用 ○その他自由診療  
<名古屋市の国民健康保険以外のもの>  
○職場の健康保険での受診 ○他市町村の国民健康保険等での受診 ○後期高齢者医療での受診

⑥ **自己負担額**  
その月における医療機関等の窓口での自己負担額(医療費の総額の3割または2割)  
※自己負担額は、レセプトの請求点数により1円単位で表記しています。なお、医療機関等での支払金額は、10円未満の金額は四捨五入した額となります。記載されている自己負担額は、一の位の部分は四捨五入せずに記載しているために支払った金額と異なることがあります。  
※高額療養費、公費負担医療及び本市による医療費助成を受けている場合などにおいては、実際に窓口で支払った金額と異なる場合があります。  
※医療費助成により自己負担がない場合でも、受診区分が柔マの診療分については、自己負担額が記載されることがあります。

# よくある質問Q&A



名古屋市国民健康保険特定健康診査  
イメージキャラクター「メタボリックマ」



Q 1. 「国民健康保険医療費のお知らせ」とはなんですか？

- A 1.** 健康に対する関心と国民健康保険への理解を深めていただくため、国民健康保険で診療を受けた医療機関等からの請求に基づき、かかった医療費等をお知らせするものです。  
確定申告を行う人は「医療費控除の明細書」に添付して使用することができますので、大切に保管してください。  
※医療費控除の詳細についてはお住まいの地域を管轄する税務署にお問い合わせください。



Q2. 金額や日数について、確認したいことがあるのですが、どうしたらよいですか？

- A 2.** 医療費のお知らせは、医療機関等から本市へ保険請求がされたレセプトに基づいて作成しています。請求内容、金額のご確認については、一度該当医療機関等へお問い合わせください。確定申告に使用する場合の対応についてはお住まいの地域を管轄する税務署にお問い合わせください。その他ご不明な点等がございましたら健康福祉局保険年金課医療費通知担当（052-972-2568）にてお伺いします。



Q3. 確定申告の「医療費控除の明細書」に添付するとき、確定申告の時期までに届く「国民健康保険医療費のお知らせ」のみでは、1～5月診療分と6～10月診療分のことまでしか分かりませんが、11月と12月診療分についてはどのようにすればいいですか？

- A 3.** 恐れ入りますが、11月と12月診療分は医療機関等でお支払いした時の領収書をもとに、「医療費控除の明細書」の作成をお願いします。また、マイナポータルでは医療費の一部が医療費通知情報として閲覧できます（Q5へ）。確定申告の詳細は国税庁のウェブサイトでご確認ください。



Q4. 「国民健康保険医療費のお知らせ」は再作成できますか？

- A 4.** 恐れ入りますが、**再作成はできません**。確定申告をお考えの人は申告の時期まで大切に保管してください。お知らせを紛失された人は、領収書やマイナポータルの医療費通知情報をもとに「医療費控除の明細書」の作成をお願いいたします。



Q5. マイナポータルの医療費通知情報ではどのような情報が閲覧できますか？

- A 5.** 医療機関等の窓口で支払った、公的医療保険に係る医療費の情報を閲覧できます。なお、後日保険者から支給を受けた場合の高額療養費、立て替え払いをした療養費、整骨院・接骨院で受けた柔道整復療養費など、一部の医療費等については、表示されませんのでご注意ください。  
※詳細についてはマイナポータルのウェブサイト等でご確認ください。